

市町村職員中央研修所研修生派遣経費助成金交付要綱

〔平成24年 4月20日〕  
要綱第4号

改正 令和3年 2月 9日要綱第2号

改正 令和6年 5月23日要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人千葉県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が千葉県内の指定都市を除く市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が複雑かつ多様化する市町村行政に対応するため、市町村等職員（以下「職員」という。）の能力育成を目的として、公益財団法人全国市町村研修財団市町村職員中央研修所（以下「市町村アカデミー」という。）に職員を研修生として派遣するのに要する経費を助成（以下「助成金」という。）するために必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象)

第2条 助成金の交付対象となる研修は、市町村アカデミーの実施する市町村職員（特別職、議会議員を除く。）を対象とした研修とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の交付対象となる研修経費は、市町村等が市町村アカデミーに納入する研修費、研修生活活動費及び教材用図書費の全額とする。

(助成金の申請)

第4条 市町村等の長は、職員が第2条の規定による研修を修了した場合は、様式第1号の助成金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、申請内容が適当と認めたときは、申請のあった市町村等の長に様式第2号により助成金の交付決定をするものとする。

(助成金の交付)

第6条 理事長は、前条により交付決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

市町村職員中央研修所研修生派遣経費助成金交付申請書

第 号  
年 月 日

公益財団法人千葉県市町村振興協会  
理事長 様

市町村等の長

印

このことについて、市町村職員中央研修所研修生派遣経費助成金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円 (〇〇名分)
- 2 研修修了者  
別紙一覧のとおり
- 3 添付書類 研修修了証書 (写し)
- 4 送金先 銀行 支店  
科目  
口座番号  
名義 (フリガナ)

(別紙)

○ 研修修了者一覧

市町村等の名


	研修課程	研修科目	日程	研修修了者			受講経費 (円)	内 訳 (円)	
				所属	職名	氏名			
1							研修費		
							研修生活費		
							教材用図書費		
2							研修費		
							研修生活費		
							教材用図書費		
3							研修費		
							研修生活費		
							教材用図書費		
4							研修費		
							研修生活費		
							教材用図書費		
5							研修費		
							研修生活費		
							教材用図書費		
合 計 欄							0		

様式第2号

市町村職員中央研修所研修生派遣経費助成金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

市町村等の長 様

公益財団法人千葉県市町村振興協会  
理事長 

年 月 日付けをもって申請のあった市町村職員中央研修所研修生派遣経費助成金については、市町村職員中央研修所研修生派遣経費助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

1 助成金 円

2 交付年月日 平成 年 月 日